

**宮古島市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定業務
委託公募型プロポーザル実施要領**

1 プロポーザルの目的

当該事業に係る企画提案を求め、各提案事業所の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業所を選考するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 委託事業の内容

(1) 業務名

宮古島市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和6年3月15日まで

(3) 業務内容

別紙「宮古島市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定業務委託仕様書」の通り。

(4) 概算事業費

委託料 2,789,600円（消費税及び地方消費税の額を含む）以内とする。

(5) 事務局

宮古島市福祉部障がい福祉課 基幹相談支援センター

住所 〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地

TEL (0980) - 73 - 1975

FAX (0980) - 73 - 1963

担当者 勝連 健治

メールアドレス fs.syougai@city.miyakojima.lg.jp

3 プロポーザルに係る日程等

参加表明受付期間	令和5年9月25日（月）～10月6日（金）
質問書の受付	令和5年9月25日（月）～9月29日（金）17:15 必着
質問の回答	令和5年10月4日（水）
企画書提出	令和5年10月10日（火）～10月13日（金）17:15 必着
審査会	令和5年10月23日（月）
審査会結果通知	令和5年10月下旬頃

4 参加条件

参加する者は以下に示す各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 参加の申込み日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (2) 参加の申込み日において、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- (3) 参加の申込み日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく厚生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの

開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始がなされていない者であること。

- (4) 過去に、市町村障害者福祉計画に関わる業務を受託し、完了した実績を有する者。
- (5) 参加の申込み日において、国税、都道府県税並びに市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 沖縄県内に本社、若しくは支店又は営業所のいずれかを置いている法人であること。
- (7) 宮古島市暴力団排除条例第2条の暴力団及び暴力団員に該当しないこと。また、第5条に関わる責務を果たせること。

5 選定方法

提出書類及びプレゼンテーションを元に、宮古島市第7期障がい福祉計画・第3期障がい福祉計画策定業務受託候補者プロポーザル選定委員会において審査し、契約候補者を選定する。

6 参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出方法

提出書類の用紙は、A4判の企画で製本（ファイル等で綴る）し提出すること。

提出書類（正本1部、副本6部を提出すること）

①参加表明書	1部	参加申込み時点で提出すること
②企画提案書（以下一式）	7部	任意様式
会社概要	7部	〃
業務実績（障害福祉計画）	7部	〃
業務体制	7部	〃
計画等に関する考え方	7部	〃
工程表	7部	〃
③見積書	7部	任意様式
④登記事項証明書又は登記簿謄本	7部	発行3ヶ月以内のもの
⑤納税証明書	7部	発行後30日以内のもの

(3) 提出期限及び提出場所は以下の通りとする。

ア 提出期限 令和5年10月13日（金）17：15まで

イ 提出方法 持参（土日除く）及び郵送にて事務局へ提出すること。

7 審査

(1) プレゼンテーション審査について

① 実施日

令和5年10月23日（月）

② 実施場所

宮古島市役所 2階会議室②

③ 実施方法

ウェブ会議によるプレゼンテーションを行います。

※ウェブ会議に伴う事前調整を行います。日程等はメールにて連絡します。

(2) 選定方法

- ① 委員会において高い評価をした者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。但し、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。
- ② 評価が同じ者が2者以上いる場合には、見積書の金額が安価な方を選定する。
- ③ 評価及び見積もり額が同じ者が2者以上いる場合にはクジ引きで決める。

8 質問の受付と回答

(1) 受付について

- ① 受付期間 募集開始日から令和5年9月29日（金）17：15まで
- ② 受付場所 2（5）に同じ。
- ③ 受付方法 質問票（様式1）に記入の上、電子メールにて事務局に提出
メールアドレス fs.syougai@city.miyakojima.lg.jp

(2) 回答について

前記（1）の質問に対する回答は、ホームページに掲載する。

9 選定結果の通知

選定結果は、全ての申込み者に文書にて通知する。

10 契約の方法

- (1) 随意契約。
- (2) 契約内容は、企画提案書に基づき、本市との協議を通じて決定する。

11 その他

- (1) 申請書の作成及び提出に要する費用は提出者負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 参加申込後に辞退を申し出る場合は、辞退届（任意様式）を作成し、提出すること。